

平成21年 5月15日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2006～2008  
 課題番号：18530049  
 研究課題名（和文） 企業の組織的意思決定により生じる犯罪と個人の刑事責任  
 研究課題名（英文） Organisational decision making to commit a corporate crime and the criminal responsibility of individuals  
 研究代表者  
 神例 康博（KANREI YASUHIRO）  
 岡山大学・大学院法務研究科・教授  
 研究者番号：40289335

## 研究成果の概要：

企業の組織的意思決定に基づく犯罪について、企業のトップを含め、個人責任を問うことは理論上および実務上、基本的に可能である。その際、企業トップ等について正犯としての重い責任を問えないことが必ずしも犯罪実態の過小評価を意味するわけではなく、また、個人の刑事責任を問えない場合があるとしても、そのこと自体が処罰の不当な間隙を意味するわけではない。いずれにせよ、「企業の犯罪」とは、仮象問題にすぎないのである。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	600,000	0	600,000
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	360,000	2,160,000

研究分野：刑法

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：企業犯罪，法人犯罪，経済犯罪，企業の意思決定，法人処罰，両罰規定，コンプライアンス

## 1. 研究開始当初の背景

企業におけるコンプライアンス体制の確立が、企業活動における重要な課題となっている。そして、法人の刑事責任をめぐる領域においても、企業におけるコンプライアンス体制の不備を法人処罰の根拠に結びつけ

つ、他方、コンプライアンス体制が確立されていることを法人の免責要件とするなど、コンプライアンス体制の在り方と法人処罰の要件とをリンクさせようとする動きが有力となりつつある。もっとも、コンプライアンス体制の確立を取締役ないし取締役会の職責から導かれる義務と解する会社法学の知

見に従うならば、かかる体制の不備を根拠とする帰責は、刑法上も、取締役等の個々の組織体構成員に向けられるはずであり、それゆえ、このような体制の不備を根拠に法人それ自体の刑事責任を問題とすることには、疑問を禁じ得ない。そもそも、法人等企業組織体の犯罪といっても、組織体活動が個々の組織体構成員によって担われるものであることに鑑みれば、組織体活動に伴う帰責も組織体活動を担う個々人に対する帰責の問題として論ずべきであり、その意味で「法人の犯罪」、「企業組織体の犯罪」とは、仮象問題にすぎないのではないかとも思われる。

研究代表者は、これまで法人処罰論を研究するなかで、企業犯罪において個人責任を追及することの重要性を指摘してきた。そして、企業の組織的意思決定に基づく犯罪について、企業のトップを含め、個々の組織体構成員の個人責任を問うことは十分に可能であり、その意味で、「法人の犯罪」とはいわば仮象問題にすぎないのではないかと考えてきた。

## 2. 研究の目的

本研究は、上記の問題意識のもと、企業における意思決定過程に着目しつつ、企業の組織的意思決定により生じた犯罪行為とその結果について、個々の組織体構成員の刑事責任を論じる意義とその場合に生じる帰責論上の諸問題を明らかにすることを目的として行われた。

なお、研究当初において本研究が設定した課題は、下記のとおりである。

①企業の意思決定過程モデルの検討を通して、組織的意思決定について個人の刑事責任を問うに際して生じる諸問題を明らかにする。

②管理監督過失事例、刑事製造物責任事例、

J R福知山線脱線事故など、個人の刑事責任が問題となる業務上過失致死傷被告事件などを素材として、因果関係論、過失論（注意義務論）、共犯論などの刑事帰責理論が、所謂「組織の犯罪」に有効に機能するかどうかを検討する。

③独占禁止法違反事件、金融商品取引法違反事件など、両罰規定による法人処罰が問題となる経済関係罰則法規違反事件などを素材として、組織体活動において生じた犯罪行為とその結果に対する責任を、企業トップ等個々の組織体構成員について論じる意義とその妥当性を検証する。

## 3. 研究の方法

企業の組織的意思決定に起因して生じた犯罪について、その責任を個人の帰責問題に還元する考え方に対しては、企業の意思決定過程、組織の意思決定過程と個人の意思決定との違いを無視するものだとの批判がありうる。また、とりわけ大企業における企業の逸脱行動については、①誰が意思決定を行ったのかが不明確であるとか、②具体的な違反行為者を特定できない、③多数決によって意思決定がなされる際に、反対票を投じても犯罪的意思決定を回避できなかった場合における反対意思を表明した者の刑事責任はどのように考えられるか、といった問題が生じうる。そこで、本研究では、まず、企業の意思決定過程の検討を通して、組織の意思決定と個人の意思決定との異同を明らかにしつつ、企業の組織的意思決定により生じる犯罪について、企業トップを中心に、個々の組織体構成員に刑事責任を問う際に生じる理論的諸問題について理解を深めることとした。

このような前提分析を踏まえて、現行法上、組織（法人）の処罰が問題とならず個々の行為者の処罰のみが問題となる犯罪（業務上過

失致死傷罪など刑法典上の諸犯罪)と、法人処罰が可能な犯罪(独占禁止法違反や金融商品取引法違反の犯罪など)について、企業の組織的意思決定により生じた犯罪と刑法的帰責のあり方について検討を加えることとした。

具体的には、前者について、わが国の裁判例が、組織体構成員とりわけ企業トップの刑事責任をどのように論じてきたかを検討し、個人責任を追及するという現行法のあり方の当否を検討することとした。また、後者については、企業トップを含めた個人責任と法人責任(法人処罰)との関係、とりわけ、個人責任とは別に、あるいは、個人責任と並んで、法人自身の刑事責任を問うことの意義があるかどうかについて検討を加えることとした。

また、企業における組織的意思決定とそれに関与した個々人の責任については、すでにドイツにおいて「皮革スプレー事件」などを契機として議論が重ねられている。そこで、本研究では、わが国の企業犯罪の研究に加えて、ドイツの議論を詳細に検討することにより、わが国の理論研究への示唆を得ることとした。具体的には、文献研究とともに、この領域についてすでに多くの研究業績を有するマンハイム大学ローター・クーレン教授のもとで調査研究を行うこととした。

#### 4. 研究成果

(1)本研究を通して、企業の組織的意思決定に基づく犯罪について、企業のトップを含め、個々の組織体構成員の個人責任を問うことは理論上・実務上、基本的に可能であるとの結論を得た。以下、その概要を述べるとともに、従来の研究における本研究の位置づけと今後の課題について述べることとする。

(2)企業の組織的意思決定と刑法的帰責については、大規模組織において、誰が意思決

定を行ったのかが不明確であるとか、具体的な違反行為者を特定できないといった場合が生じ、個人責任の追及には限界があり得ることは、本研究においても明らかになった。この点については、本研究が比較法研究の対象としたドイツにおいても、基本的に同様の指摘が見られた。さらに、本研究をとおして、企業は積極的に責任の所在を曖昧するように自らを組織化することも可能であるとの知見も得た。

しかし、このような点に鑑みても、企業の組織的意思決定により生じる犯罪について、個々の組織体構成員の刑事責任を問題とすることは基本的に可能であるし、他方、組織体構成員の誰の刑事責任を問えない場合があるとしても、それは刑事帰責論の機能不全と捉えるべきではないとの結論に至った。

(3)まず、故意犯が問題となる場合(いわゆる経済犯罪の多くがこれに当たる)には、誰にも処罰が及ばない場合というのは基本的に考えがたい。違反行為が歴代の担当者により徐々に集積されるケースについても、また、多数決決定による場合でも、個人責任の追及は基本的に可能であるとの結論に至った。問題となるのは、取締役等が、違反行為を黙認した場合、あるいは、違反行為の存在を知らなかったという場合に、その刑事責任を「十分に」問いうるかといった点である。具体的には、取締役等が黙認した場合、直接の違反行為者を「正犯」と捉えたうえで、取締役等の正犯責任を問いうるのか、問えないとすれば(狭義の共犯としての責任しか問えないとすれば)、結論の妥当性において問題はないか、といった点である。この点については、正犯としての責任を問えないことが必ずしも犯罪実態の過小評価を意味するわけではなく、個人責任を問えない場合があるとしても、そ

のこと自体が処罰の不当な間隙を意味するわけではないとの結論に至った。多くの場合、取締役等が違反行為の存在を知らないということは考えにくいであろうし、他方、実際に取締役等の関知しないところで企業の利益を図り違反行為が行われたという場合について、当該取締役等の刑事責任を問わないことは、それ自体、不合理ではない。もちろん、このことと、企業の内部統制構築をどう考えるかは異なる問題である。

(4)これに対し、過失犯が問題となる場合には、各人の個別行為に分解して捉えたのでは誰にも可罰的過失行為を観念できず、組織体構成員の誰にも処罰が及ばないという事態が生じ得るとの指摘がなされる。もっとも、ホテル・デパート火災の事案や欠陥製造物の回収義務違反の事案に見られるように、多くの場合、業務上過失致死傷罪について企業トップを含めた個人責任の追及がなされており、実務上、「企業過失」事案について個人責任を追及することは基本的に可能であると評価できよう。もちろん、個人責任を認めた判例の当否については、その理論構成も含めて、学説上、評価の分かれるところではあるが、仮に個人責任の追及が不当であるとしても、このことを刑事帰責論の機能不全と見るべきではない。さらに、誰の個人過失責任をも問えないとしても、このことが法人自身の処罰を正当化するものではない（この点は、故意犯事例においても同様である）。取締役等を含む個々の組織体構成員の誰にも帰責できない結果は、法人自身にとっても回避不可能な結果というほかなく、この場合、企業組織体において誰にもコントロールできない事態を法人自身はコントロールできたという論理は成り立たない。

(5)現行法上法人処罰が可能な犯罪（例えば、独占禁止法違反の不当な取引制限など）についても、これを企業の役職員を中心とした個々人の犯行と評価し個人の刑事責任を問題とすることは可能であり、この点において、法人処罰が認められない犯罪と異なるところはない。法人処罰が可能な犯罪と法人処罰が認められていない犯罪とを分けて、前者を殊更「法人の犯罪」と見る必要もないのである。

(6)なお、本研究が比較法研究の対象としたドイツの制裁システムについて触れておくと、ドイツでは、法規定そのものが、企業犯罪の帰責問題を個々の組織体構成員とりわけ法人の機関等の帰責問題として捉える構造となっているといえる。

具体的には、①一般的な正犯・共犯規定（刑法25条ないし29条、秩序違反法14条）、不真正不作為犯に関する規定（刑法13条、秩序違反法8条）のほか、②法人等を名宛人とする義務規定について義務主体を法人の機関等に拡張するための規定（刑法14条、秩序違反法9条）、③これらを補充するものとして、事業主自身に課された義務違反について、それを防止するのに必要な監督義務を尽くさなかった場合に法人の機関等に過料を課す旨の規定（秩序違反法130条）が、企業犯罪において重要な意義を有している。そして、法人等に対する制裁についても（なお、ドイツでは法人に対する「刑罰」は存在せず、制裁としては「過料」が問題となる。秩序違反法30条）、自然人に対する制裁システムを基礎に、一定の自然人の行為を法人の行為として法人に帰属させるという構成を採っている。

このようなドイツの立法形式は、企業犯罪の帰責問題を個々の組織体構成員の帰責問題と考える本研究の問題意識に照らしても、基本的に妥当な立法形式であると思われる。な

お、近時、ドイツでは、法人に対する刑罰導入の可否およびその理論的基礎づけが積極的に議論されている。語弊を恐れずに言えば、ドイツにおける法人処罰問題は、EU法の展開の中、法人の刑事責任否定論を維持することが困難な環境・状況の中で解決を迫られる政策的課題としての色合いが濃いように思われる。その意味で、ドイツにおける法人処罰問題を考える場合には、法人処罰問題の政策性を意識しながら、法人処罰「理論」の動向を見ていく必要があるといえよう。

(7) 企業犯罪が企業の意思決定の結果であり、あるいは、悪しき企業体質・企業文化を作り・維持してきた結果である点に鑑みれば、企業犯罪・不祥事の抑止において重要なことは、企業の意思決定者に制裁を向け、企業の意思決定過程自体を修正することである。このような観点からみても、企業の組織的意思決定により生じる犯罪についての帰責は、個々の組織体構成員について論じるべきである。

近時、企業におけるコンプライアンス体制の構築を法人処罰の根拠論・要件論と結びつけようとする見解が刑法学界で有力になりつつあるが、コンプライアンス体制構築義務は、会社法学の知見に照らしても、あくまで取締役等の義務でしかない。コンプライアンス体制が構築されていなかったことを理由として処罰が正当化されるのは、あくまで取締役等であって、法人それ自体ではあり得ない。また、利益供与罪（会社法）に関する研究においても明らかにしたように、「社長や副社長ら経営の最高責任者の指示のもと、……各部署が連携し、平社員をも犯行の手足として利用した全社的な組織的犯行」（東京地判平成10年7月17日判時1654号148頁）、「銀行の頭取、会長という最高幹部の指示により、副頭

取、審査担当役員、総務部担当役員及び総務部関係者が関与した組織ぐるみの犯行」（東京地判平成11年9月8日判時1663号150頁）は、あくまで組織ぐるみでなされる個々の犯行であって、これを「法人の犯罪」とみて法人自身の処罰を論じることは妥当ではない。「法人の犯罪」とは、結局、仮象問題にすぎないのである。

(8) 以上が、本研究をとおして得られた研究結果の概要である。本研究は、企業犯罪における個人責任の重要性を指摘しつつ、企業の組織的意思決定により生じた犯罪について、企業トップをはじめ個々の組織体構成員の刑事責任を追及することは、理論上も実務上も基本的に可能であるとの結論に至った。

企業犯罪をあくまで個人の犯罪と位置づけその帰責を考えようとする本研究は、「時代の潮流」には合致しないかもしれない。しかし、組織の在り方は、結局は、それを構成する個々人に依存するのである。個々人の責任を曖昧にせず、個人が負うべき責任を法人処罰に埋没させないことこそ、企業犯罪に対する最も有効な対応策であるといえるであろう。

(9) 最後に、残された今後の課題について触れておく。

まず問題となるのは、法人処罰の位置づけである。企業犯罪をめぐる帰責については、個人責任に還元可能であるとすれば、個人責任と並んで、あるいは、これとは別に、法人責任を問うことの意義があらためて問われることになる。法人処罰は不要なのか、それとも、法人処罰に固有の意義は認められるのか、この点は、「(刑事)責任」、「刑罰」の理解にかかわる問題であるといえるが、これらの規範的意味、規範的論拠を明らかにする作業が必要となろう。

また、とりわけドイツにおける議論の研究をとおして、組織的意思決定と刑事責任という問題を考える際に、「責任」の捉え方、「責任」観に関する彼我の違いに留意する必要があるように思われた。未だ印象の域を出ないものであるが、組織的・集团的な逸脱行動、「組織のため」の逸脱行動における「責任」の捉え方について、社会文化的な違いがあるように思われる。組織的逸脱行動と責任をめぐる問題については、このような観点からのアプローチも必要ではないかと思われる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

①神例康博, 利益供与罪(会社法違反)の保護法益と法人処罰の可否, 岡山大学法学会雑誌(岡山大学法学会雑誌), 査読なし, 58巻3号, 2009年, 1頁~31頁。

②神例康博, 書評・白石賢著『企業犯罪・不祥事の法政策—刑事処罰から行政処分・社内処分へ—』(成文堂, 2007年), 都市政策研究(首都大学東京都市教養学部都市政策コース), 査読無し, 2009年3号, 2009年, 239~242頁。

③神例康博, 経済活動の規制に関する刑事立法の動向, 犯罪と非行, 査読なし, 160号, 2009年, 89~101頁。

[学会発表] (計0件)

なし。

[図書] (計2件)

①甲斐克則, 川崎友巳, 澁谷洋平, 今井猛嘉, 田中利彦, 神例康博, 田口守一, 吉中信人, 松澤伸, 樋口亮介, 土田和博, 日山恵美, 信山社, 企業犯罪と刑事規制の国際動向, 2008年, 471頁(107~155頁)。

②守山正, 安部哲夫, 恒光徹, 太田達也, 渡

邊泰洋, 朴元奎, 小林寿一, 神例康博, 成文堂, ビギナーズ刑事政策, 2008年, 417頁(332~343頁)。

[産業財産権]

○出願状況(計0件)  
なし。

○取得状況(計0件)  
なし。

[その他]

なし。

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

神例 康博 (KANREI YASUHIRO)

岡山大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号: 40289335

##### (2) 研究分担者

なし。

##### (3) 連携研究者

なし。